

「『(仮称) 上田地域クラブ』基本方針」の名称及び内容の改定について

「(仮称) 上田地域クラブ」基本方針（資料 4-1 参照）は、これまで中学校部活動が担っていた役割・機能を地域社会に展開し、生徒が自分のやりたい活動に自分らしく取り組めるよう、また、令和 8 年度末を目途に部活動を終了し、平日・休日を一体的に「(仮称) 上田地域クラブ」の開始を目指すに当たって、基本的な考え方を示すものとして令和 7 年 9 月に策定しました。

一方で、国においては令和 7 年 12 月にクラブの認定制度についての考え方が示され、県においては更に資料 4-2 のとおり、県の実情を踏まえた独自の認定要件の追加が予定されています（現時点での案は下表の黄色箇所のとおり）。

ついで、県から独自の認定要件が示された後、市においても認定要件を含む基本方針を改定してよろしいかお諮りします。

併せて、「『(仮称) 上田地域クラブ』基本方針」としてきた名称について、「うえ J O Y 基本方針」と改定してよろしいかお諮りします。

時期	区分	段階・主な動き	概要
R7.9 月	市	「基本方針」の策定	中学校部活動の地域展開の基本理念を提示
		「募集要領」の策定	募集クラブの概要や認定要件を設定
R7.12 月	国	総合的なガイドラインの策定	競技力向上目的のチームと地域クラブを区別することやクラブの質担保のため市町村によるクラブ認定制度を提示
R8.8 月以降	県	国のガイドラインに県独自の項目を追加予定	・生徒の募集範囲（対象区域）を原則として圏域ごと（上田・東御・長和・青木）にすること ・休養日について、土日両日の活動が常態化しないこと
R8.9 月頃	市	基本方針・募集要領の改定	国・県のガイドラインに沿って認定要件を改定

このほか、これまでの上田市における進捗内容及び国・県・長野県中学校体育連盟からの通達などの内容を反映させ、基本方針を改定いたします。主なものは次のとおり。

市の進捗内容	・地域クラブ活動における自転車利用について ・教員が勤務時間内に地域クラブ活動を指導する場合について
中体連	・地域クラブ活動の中体連主催大会への参加について（資料 4-3 参照）

「(仮称)上田地域クラブ」基本方針

令和 7 年(2025 年) 9 月

上田市教育委員会

文化スポーツ観光部

はじめに

中学校部活動は、子どもたちが文化・スポーツ活動に親しむ機会を確保し、異年齢との交流の中で豊かな人間関係を築くとともに、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、子どもたちの健やかな成長に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら上田市においても、少子化による生徒数減少の影響により、学校単位での部活動の維持が困難になり、単独で試合に出られない学校が増えるなど、生徒にとって活動の選択肢が狭まる傾向が想定されます。

また学校の教育課程外の活動である部活動について、これまで学校では、教員を顧問として校務分掌に位置付け活動を支えてきましたが、全国的に教員の働き方改革の必要性が認識され、教員不足が深刻化する中で、教員が顧問を担う現在の部活動の仕組みには限界が生じています。

上田市では、これまで部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、令和8年度末を目途に部活動を終了し、平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「上田の地域クラブ活動」＝「(仮称)上田地域クラブ」の開始を目指します。

子どもたちのニーズも大きく変わってきており、「(仮称)上田地域クラブ」ではこれまで部活動にはなかった種目も含めて、校区を越えて子どもたち自身が「やりたいこと」を選択して活動することで、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流を通じた学びなどの新しい価値の創出にもつながることを期待します。

「(仮称)上田地域クラブ」には、これまでの学校部活動をはじめ、地域における文化・スポーツ活動の普及・啓発にご尽力されてきたスポーツ・文化芸術団体、プロ、大学、民間企業、NPO団体、地域団体をはじめ、幅広く多くの方々にご参画いただき、「上田の地域クラブ」＝「(仮称)上田地域クラブ」として多様な活動に取り組んでいただきたいと考えており、本方針を策定します。

本方針をご活用いただき、各クラブの活動内容や運営がより充実・発展することで、「(仮称)上田地域クラブ」が子どもたちにとって「燦と輝く」活動となるよう願っています。

上田市教育委員会
文化スポーツ観光部

目次

はじめに.....	1
1 「(仮称)上田地域クラブ」への地域展開について.....	3
1-1 上田市における部活動地域展開の基本目標.....	3
1-2 上田市における部活動地域展開の基本方針.....	3
1-3 上田市における部活動地域展開の特徴.....	4
1-4 「(仮称)上田地域クラブ」の活動内容.....	4
1-5 「(仮称)上田地域クラブ」の運営（推進体制）.....	5
1-6 地域展開スケジュール.....	6
2 「(仮称)上田地域クラブ」の概要.....	7
2-1 「(仮称)上田地域クラブ」のコンセプト.....	7
2-2 「(仮称)上田地域クラブ」の登録.....	7
2-3 運営方針の策定.....	7
2-4 活動計画の作成.....	7
2-5 適切な指導体制の構築.....	8
2-6 活動報告等.....	9
2-7 適正なスタッフ等の配置.....	9
2-8 教員の兼職兼業.....	9
2-9 事故の防止及び健康管理.....	10
2-10 休養日及び活動時間.....	10
2-11 体罰・暴言・ハラスメントの根絶.....	10
2-12 指導者研修.....	11
2-13 「(仮称)上田地域クラブ」に参加するための移動方法等.....	11
2-14 中学校施設の利用.....	12
2-15 中学校体育連盟等が主催する大会・コンクール等への参加.....	12
2-16 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減.....	12
2-17 保険の加入.....	13
2-18 個人情報の取り扱い.....	13
2-19 登録の取り消し.....	13
3 運営主体・学校の役割.....	13
3-1 運営主体.....	13
3-2 学校.....	13
4 その他.....	14

1 「(仮称)上田地域クラブ」への地域展開について

1-1 上田市における部活動地域展開の基本目標

上田市では、令和3年3月に策定した『上田市教育大綱』において、「燦と輝く上田の未来を紡ぐ人づくり」を基本理念に据え、子どもたちの将来の礎となる「生きる力」を社会全体で育むことを目指しています。

「中学校部活動の地域クラブ活動への展開」という、戦後日本の学校教育における大きな改革を地域社会の変革のチャンスと捉え、これまで部活動が担っていた役割・機能を地域社会に展開し、生徒が自分のやりたい活動に自分らしく取り組めるよう、地域全体におけるスポーツ・文化芸術活動の環境整備を進めます。展開時期としては、令和8年度末を目途に学校の部活動を終了し、平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「上田の地域クラブ活動」＝「(仮称)上田地域クラブ」の開始を目指します。

中学生の『やってみたい』を地域で紡ぐ

「紡ぐ」とは、「綿や繭（まゆ）を錘（つむ）にかけて繊維を引き出し、縊（よ）りをかけて糸にする」ということです。上田市に在住する多くの方が地域展開に関わり、それぞれが持っている力を集結し、縊（よ）りをかけて上田市の子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の環境をより良いものに紡いでいきます。

1-2 上田市における部活動地域展開の基本方針

基本目標を実現するため、基本方針を定め地域展開を推進します。

方針1

学校部活動の学校・地域間連携の推進

学校部活動と地域で活動している人材や団体、他の中学校との連携を推進することで、活動機会の確保と活動内容の充実を図ります。

方針2

生徒の多様なニーズに応える環境づくり

総合型地域スポーツクラブなど既存クラブ、先駆的に取り組んでいる活動団体等のノウハウや創意工夫をモデルに、生徒が主体的に多様な活動に親しむことができる環境づくりを進めます。

方針3

適正な活動と持続可能な運営体制の構築

指導者研修などにより、安全で適正な指導の質を確保するとともに、受益者負担による自立的運営を継続できる仕組みを構築します。

方針4

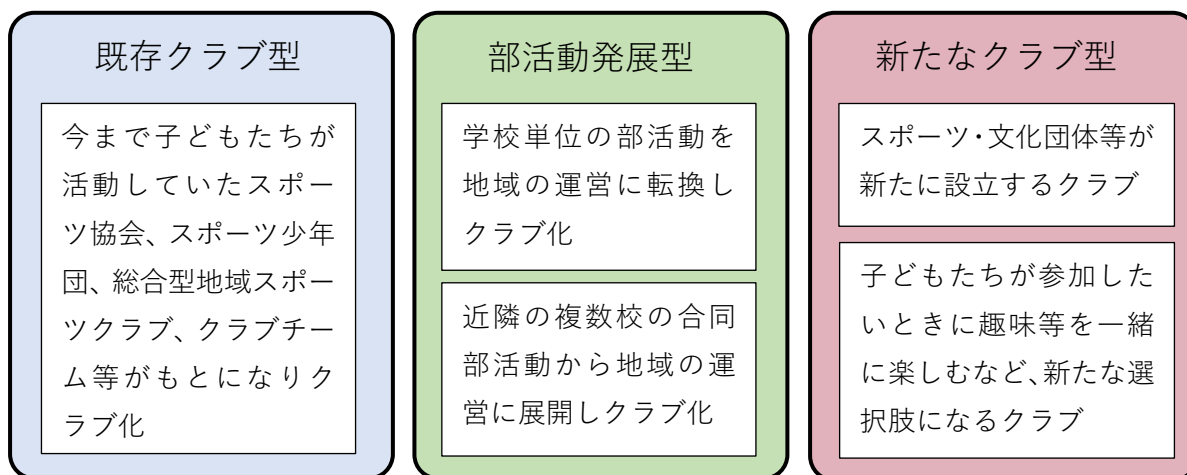
生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境整備

子どもたちが主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動を選択できる環境づくりを通じ、全世代の市民にとってのスポーツ・文化芸術活動の活性化を図ります。

1-3 上田市における部活動地域展開の特徴

- (1) 学校部活動がクラブに発展した形や、地域のスポーツ・文化芸術団体をはじめとした幅広い団体が実施主体となり、中学校の施設等を活用し、スポーツや文化活動など、子どもたちに活動の場を提供します。

上田市地域クラブへの展開イメージ



- (2) 子どもたちは学校の枠を越えて、子どもたち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- (3) 大人の価値観を押し付けることなく、「仲間と楽しんで活動する」「目標に向けて一生懸命に取り組む」など、子どもたちのやってみたい気持ちを尊重します。
- (4) 活動団体（実施主体）は登録制とし、要件を満たす団体を教育委員会事務局が公募し、審査を行った上で登録します。
- (5) 「上田地域クラブ」は会費制とし、各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として受益者（各家庭）にご負担いただきます。

部活動と「(仮称)上田地域クラブ」の違い

	部 活 動	(仮称)上田地域クラブ
実施主体	学校の各部活動	地域の様々な団体(登録制)
指 導 者	教員、外部指導者、部活動指導員	多様な人材、希望する教員(兼職兼業)
参 加 者	当該校の生徒	生徒等(参加範囲を柔軟に設定)
活動場所	学校施設	学校施設、地域の諸施設
費用負担	部費(実費相当)	月会費等
保 険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険等

1-4 「(仮称)上田地域クラブ」の活動内容

「(仮称)上田地域クラブ」は、アンケート等で把握した子どもたちのニーズも踏まえ、特定種目に専念する活動だけでなく、休日・長期休暇中などのレクリエーション的な活動や、複数の種目を経験できる活動も含みます。技術の向上を目指す活動から、運動機会の確保や多世代で趣味などを一緒に楽しむ活動まで、多様な活動に広がっていきます。

活動の種類(実施主体)			活動の主な目的	特徴
民間 クラブチーム	選手コース 普及クラブ	民間	競技力向上 技術向上	資格を有した指導者等による専門的指導
「(仮称)上田地域クラブ」	技術・技能向上を目指すクラブ	多様な団体	技能・技術向上	競技経験のある指導者等による専門的指導
	スポーツ・文化活動を仲間と楽しむことを目的としたクラブ		機会確保 楽しむ・親しむ	活動と一緒に楽しむような活動
	レクリエーションクラブ		楽しむ・親しむ	趣味と一緒に楽しむような活動
多様な団体の活動	公民館・文化少年団等で活動する団体	多様な団体	趣味を楽しみ広げる多様な交流	同年代や多世代と趣味と一緒に楽しんだり、広げたりするような活動

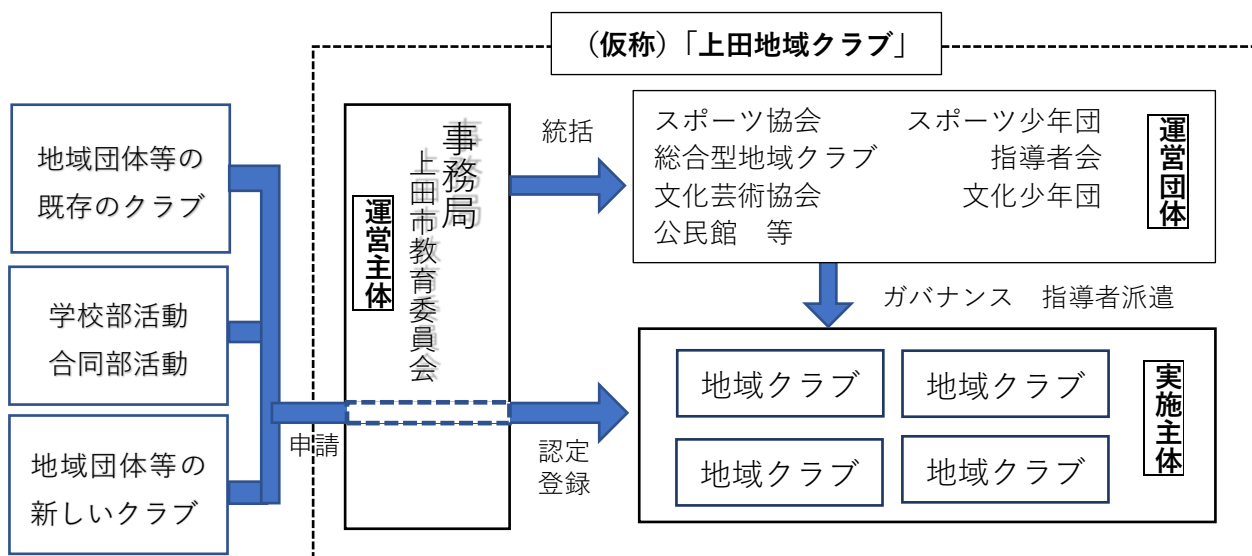
1-5 「(仮称)上田地域クラブ」の運営(推進体制)

(1) 事務局の設置

市長部局やスポーツ協会等関係団体との連絡調整を行い、地域展開を推進する事務局を学校教育課に設置します。(令和9年度から市長部局へ移管予定)

(2) 運営主体・運営団体・実施主体の設置

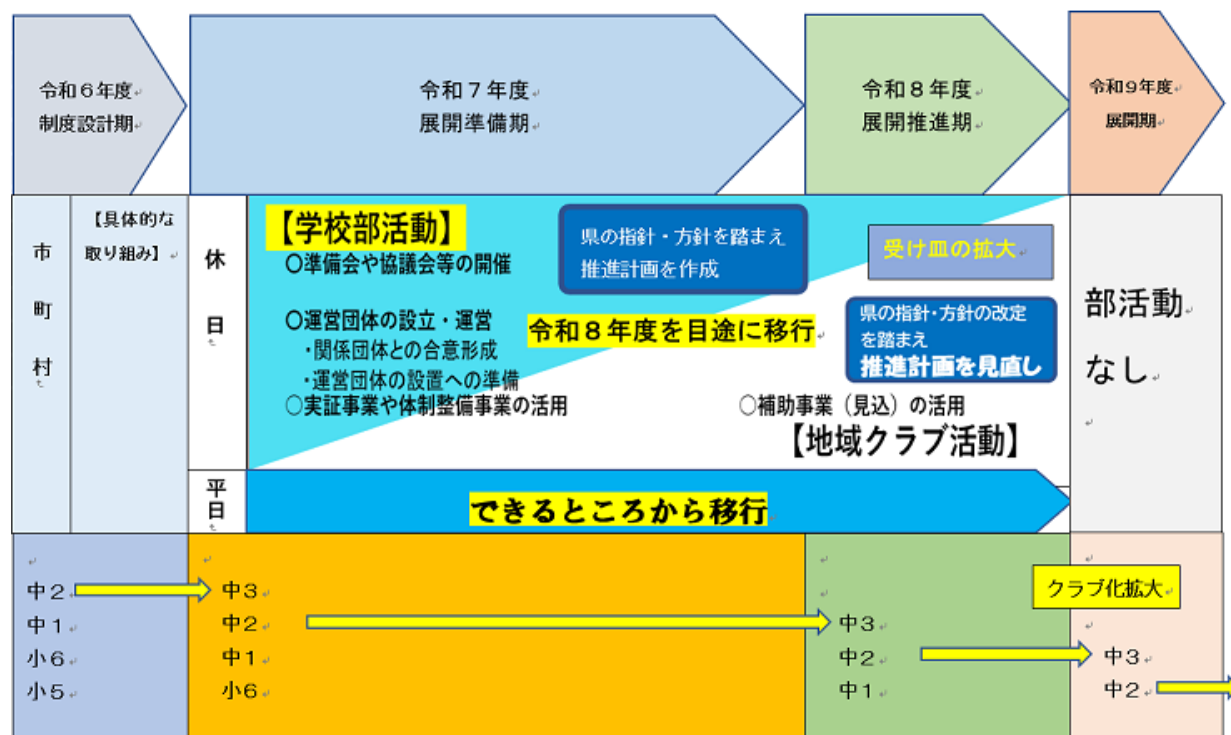
- ① 運営主体は関係者の協力を得ながら運営団体・実施主体の活動を統括し、整備・充実に支援します。
- ② 運営団体は、地域クラブ活動が適切に行なわれるよう実施主体を統括します。上田市では、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域クラブ、指導者会、文化芸術協会、文化少年団、公民館等を位置づけます。
- ③ 実施主体は、地域クラブ活動を実際に行うスポーツ・文化芸術団体で、地域クラブ活動の運営を担い、活動の参加者に対して直接的な指導を行います。実施主体は、いずれかの運営団体に加盟し、運営団体と協力して適正なガバナンス(統治、管理)を確保します。なお、加盟できる運営団体がない場合は運営主体と協議します。



「(仮称)上田地域クラブ」では、学校部活動や地域団体など幅広い団体が、運営主体（上田市教育委員会）への登録を経て実施主体（地域クラブ）となることで、地域の多様な人材との豊かな交流を通じ、新しい価値の創出を目指します。

また、希望する教員にも参加いただけます（兼職兼業）。地域の保護者や部活動 OB 等で指導に興味をお持ちの方が複数名で協力した上で、実施主体として申請いただくことも可能です。

1-6 地域展開スケジュール



※上田市部活動地域展開推進計画より

地域展開の流れ

- ◆ 休日と平日の展開を一体的に進め、令和8年度末を目途に部活動を終了し、地域クラブ活動に展開することを目指して進めていきます。
(令和6年度「制度設計期」、令和7年度「展開準備期」、令和8年度「展開推進期」)
- ◆ 展開の時期は一律に適用するのではなく、運動系・文化系などの種目や地域の実情に応じてできるところから弾力的に進めます。

2 「(仮称)上田地域クラブ」の概要

2-1 「(仮称)上田地域クラブ」のコンセプト

- ◆ 学校区を越えて子どもたち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- ◆ これまでの部活動になかった新種目や気軽に取り組める活動などニーズに合った活動の場を提供します。
- ◆ 子どもたちが活動の主役となり、大人の価値観を押し付けません。

2-2 「(仮称)上田地域クラブ」の登録

- (1) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、運営主体(R8までは上田市教育委員会)に登録申請を行い、審査・登録を経て、中学生にスポーツや文化活動などの活動機会を提供します。登録申請については、「上田市中学校部活動の地域展開における(仮称)上田地域クラブ募集要領」に基づいて行うものとします。また、登録は年度ごとの更新制とします。
- (2) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、急遽やむを得ない場合を除き、活動を登録年度途中で終了することなく、最低1年間は活動するものとします。

2-3 運営方針の策定

- (1) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、本方針に則り、運営方針を策定するものとします。
- (2) 運営方針には、以下の内容を明確にする。(「(仮称)上田地域クラブ」登録申請の必須事項)
 - ア クラブの規約(目的、入退会、会計、保険、役員、総会等)
 - イ クラブの(設立)理念(活動の種類、中体連・中吹連等の大会参加の有無等含む)
 - ウ 運営団体への加盟の有無(スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域SC、指導者会、文化芸術協会、文化少年団、公民館等への加盟状況)
 - エ 活動拠点・活動頻度・活動時間
 - オ 募集範囲(中学生・中学生以外の参加も可)・定員
 - カ 運営スタッフ(構成役員・指導者名簿)
 - キ クラブ員名簿(氏名・学年・在籍校・保険加入)
 - ク 収支予算書
 - ケ 活動計画書
 - コ 「(仮称)上田地域クラブ」認定要件確認書
 - サ その他必要な事項(クラブのPR含む)
- (3) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、広く活動方針を公表するとともに、その運営方針に則り運営を行うものとします。(活動方針：運営方針イウエオサ)
- (4) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、運営方針を運営主体に提出するものとします。

2-4 活動計画の作成

- (1) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、中学校施設を使用する場合は当該中学校の学校行事等を考慮した上で、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)及び毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加予定等)を作成するものとします。
- (2) 活動計画は活動の1か月以上前に公表し、参加者へ伝えるとともに、中学校施設を使用する場合は当該中学校に伝えるものとします。

2－5 適切な指導体制の構築

(1) 指導者に求められる資質

- ①指導者は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具の点検・管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事します。そのため、できるだけ幅広い知識や能力の修得に努めることが求められます。
- ②指導者は、生徒理解はもとより、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておく必要があることから、指導者資格を有していることが望まれますが、資格が無い場合でも、研修等により指導者としての研鑽を積むことが求められます。
- ③指導者は、心身の成長の途上である生徒を対象とするため、生徒の安全を確保することや、練習等が過度な負担とならないよう徹底することはもとより、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められます。
- ④指導者は、生徒や保護者に対する不適切な行為の防止に努めるだけでなく、生徒間で事故やトラブルがあった場合についても、看過することなく速やかに対処します。

(2) 指導者の質の担保

- ①運営主体は生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者の確保と、研修による指導者の資質・能力の向上に努め、地域クラブ活動への参画を促進します。
- ②「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、生徒の心身の安全安心の確保、指導者の暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の問題となる行動が見られた場合への対応について、相談窓口を設けるほか、公益財団法人日本スポーツ協会が設ける相談窓口を活用するなど、公平・公正に対処します。

(3) 適切な指導の実施

- ①「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶します。運営主体は、適宜、指導助言を行います。
- ②指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養の設定、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行います。また、専門的知見を有する教員等の協力を得て、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得します。

(4) 指導者の量の確保

- ①「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員や外部指導者、退職教員、兼職兼業を希望する教員等（地方行政職員を含む。以下同じ。）、企業関係者、競技・活動経験のある大学生や保護者など、様々な関係者から指導者を確保します。
- ②運営主体は、域内のスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め実施主体等の求めに応じて指導者を紹介する地域クラブ活動指導者バンクを整備するとともに、長野県の「信州地域クラブ活動指導者リスト」とリンクするなど、地域クラブ活動の指導者の配置を支援します。

2-6 活動報告等

- (1) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、運営主体に登録の更新を行う際に活動実績を報告するものとします。
- (2) 運営主体は、「(仮称)上田地域クラブ」において適切な運営がなされているかどうか適宜確認を行うものとし、是正が必要となる場合には、「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、運営主体の指導助言に従うものとします。

2-7 適正なスタッフ等の配置

- (1) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体のスタッフは、責任者や指導者など2名以上で構成することを原則とし、責任者は18歳以上（高校生は除く）とします。また、原則として大学等の学生だけでスタッフを構成することはできません。個別の事情により、原則と異なる構成が必要となる場合は、運営主体と協議するものとします。
- (2) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体が、複数の「(仮称)上田地域クラブ」の運営を行う場合に、責任者及び会計は兼ねることができます。指導者が複数の「(仮称)上田地域クラブ」で指導（見守りを含む）を行おうとする場合は、運営主体と協議するものとします。
- (3) 指導者の資格は必ずしも必要ではありませんが、専門的な指導を行う場合には資格取得に努めるものとします。
- (4) 「(仮称)上田地域クラブ」として、各活動における大会やコンクールに参加する場合は、指導資格・審判資格の保持等、その参加要件を満たすとともに、そのための人員を確保するものとします。
- (5) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、指導者本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に配慮しなければなりません。また、指導者の健康や生活等に支障がないことを常に確認しなければなりません。

2-8 教員の兼職兼業

- (1) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、教員をスタッフとして雇用等する際、居住地を考慮するとともに、人事異動や退職等があっても継続的・安定的に従事することが可能か確認しなければなりません。
- (2) 上田市の教員が兼職兼業によって「(仮称)上田地域クラブ」に従事する場合は、勤務校の校長の了承を得た上で、上田市教育委員会に許可を得る必要がありますので、必ず確認するものとします。（他市町の教員についても同様）
- (3) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体が、兼職兼業に係る労働時間の確認等を行うに当たっては、以下の通知やガイドライン等も参照し、教員の服務監督を行う教育委員会等と連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理に努めるものとします。
 - 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(令和3年2月17日付 文部科学省初等中等教育企画課長通知)
 - 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月改定 厚生労働省)
 - 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)(文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 スポーツ庁地域スポーツ課 文化庁 参事官(芸術文化担当) 付)

2-9 事故の防止及び健康観察

「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、事故の防止及び参加者の健康管理のため、以下の事項に十分留意するものとします。

- (1) 使用する用具等について定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努めます。
- (2) 使用する中学校施設（備品も含む）に不備があった場合、速やかに中学校又は上田市教育委員会に報告します。
- (3) 活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努めます。
- (4) 活動開始時に参加者の健康状態・疾病・傷病の症状などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めることができるよう指導します。
- (5) 使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、参加者に用具の正しい利用及び管理について指導します。
- (6) 使用する施設のどこに A E D があるか把握しておくとともに、定期的に救急救命講習を受講するよう努めます。
- (7) 事故が発生した場合、速やかに応急手当、対応を行い、保護者及び運営団体・実施主体の責任者に報告を行います。

2-10 休養日及び活動時間

- (1) 「(仮称)上田地域クラブ」の活動は、基本的に自由参加を原則とし、競技志向の強い参加者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とするため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)に準じて、1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、最大週当たり11時間程度を目安とします。短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行えるように努めるものとします。
- (2) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体が中学校施設を使用する場合、平日は16時から20時30分のうち2時間程度まで、学校の休業日は18時までの日中のうち3時間程度までを基本とし、各校の施設状況等を踏まえるものとします。
- (3) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、平日、学校の休業日を区別することなく、休養日を週当たり2日以上設けなければなりません。
- (4) 夏休みなど長期休業中は、別途調整を行うものとします。
- (5) 生徒の健康面・安全面及び家庭への負担を考慮し、学校始業前の活動（早朝練習）は実施しないものとします。
- (6) 中学校における定期考査の実施1週間前から実施までの期間や、学校行事当日及びその前後においては、参加者の実情に応じて活動を考慮するものとします。
- (7) 上記のほか、参加者が他の活動（学習活動等）を優先するなどの場合には、参加者本人の意向を尊重し、参加を強制しないものとします。

2-11 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

体罰や暴言、ハラスメントは、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合において

も許されない行為です。これらの行為や発言について、参加者との信頼関係や保護者の容認があるからと言って、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全てのスタッフが持ち、それらを根絶するための取り組みを機会あるごとに行うものとします。

スタッフは、被害を受けた参加者はもとより、その場に居合わせた参加者の後々の人生まで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解しなければなりません。

体罰等の許されない指導と考えられるもの（例）

- (1) 殴る、蹴る等。
- (2) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

〔例〕

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身ができないように投げたり、「まいった」と意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- (3) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
 - (4) セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
 - (5) 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするよう）な発言を行う。
 - (6) 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

文部科学省「平成 25 年 5 月 運動部活動での指導のガイドライン」より

2－12 指導者研修

「(仮称)上田地域クラブ」の指導者（見守りのみを行うスタッフを含む）は、運営主体が指定する「中学生の指導にあたり配慮すべき事項」「安全管理」「熱中症予防」「ハラスメント防止」等の研修を必ず受講するものとします。

また、活動を継続する場合は、毎年受講するものとします。（※研修内容は、追加・変更する場合があります。）

2－13 「(仮称)上田地域クラブ」に参加するための移動方法等

- (1) 「(仮称)上田地域クラブ」の活動では、遠方からの参加も想定されるため、運営主体は、活動場所までの移動方法について、自転車や公共交通機関、保護者による送迎など、どのような手段を用いて参加するかクラブと情報共有をし、参加者の負担の少ない方法を検討します。
- (2) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、参加者が公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を徹底するとともに、使用施設の近隣住民にとって迷惑とならないよう対策を講じるものとします。
- (3) 「(仮称)上田地域クラブ」の参加者が自転車を使用してクラブの活動に参加する場合は、必ず保険に加入するとともに、ヘルメットを着用するよう努めるものとします。また、中学校で定められたルールに従うものとします。
- (4) 「(仮称)上田地域クラブ」として練習試合や大会・コンクールに参加する場合、参加者やその保護者とよく相談し、集合場所や集合時間、解散場所等を決定するものとします。参加者の移動中における引率については、必須とするものではありません。

- (5) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、参加者が移動中にトラブル等に巻き込まれた場合には、適切な対応を取るとともに、速やかに保護者に連絡するものとします。

2-14 中学校施設の利用

- (1) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体が中学校施設の使用を希望する場合、体育館は16:00~19:00、校庭は16:00~18:30までは地域クラブ優先で使用できますが、それ以降の使用になる場合は一般の団体と同等の申請となるため、希望通りにいかない場合があります。登録申請時には、希望する施設・設備及び曜日・時間帯等について所定の様式に記載の上、提出し、上田市教育委員会・教育施設整備室において利用調整を行うものとします。なお、長期休業日における使用については、別途協議の上、決定するものとします。
- (2) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、上田市教育委員会・教育施設整備室が定める方法により、上田市教育委員会の許可を受け、中学校施設を使用するものとします。
- (3) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、決められた時間内で活動を行うものとし、活動後は施設の現状復帰を原則とします。
- (4) 「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、学校が定めた所定の場所へ駐車・駐輪を行い、必要のない場所への立ち入りを行わないものとします。
- (5) 中学校の備品（サッカーゴールや卓球台、バレーネットの支柱など）を使用することはできますが、消耗品（個人で使用するもの、ラインパウダー、救急セットなど）は原則として各運営団体・実施主体において準備するものとします。
- (6) 中学校校地内は、禁煙・禁酒とします。
- (7) そのほか、中学校施設の使用にあたっては、別途定める「(仮称)上田地域クラブにおける中学校施設の使用に関する規程」（今後策定予定）を遵守するものとします。
- (8) 上田市教育委員会は、「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体が中学校施設の使用許可の条件に違反し、そのほか本方針に定められた事項を遵守しない場合は、使用許可を撤回し、又は使用を停止することができます。

2-15 中学校体育連盟等が主催する大会・コンクール等への参加

- (1) 中学校体育連盟主催大会への参加を希望する「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、長野県中学校体育連盟事務局へ申請し、地域クラブとして認可を受ける必要があります。申請の方法や各種競技部の細則については、長野県中学校体育連盟のホームページを参照してください。
【長野県中学校体育連盟ホームページ】 <https://n-ctr.sakura.ne.jp/>
- (2) 吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、長野県吹奏楽連盟へ問合せを行い、必要な手続きを行ってください。
【長野県中学校吹奏楽連盟ホームページ】 <https://www.ajba.or.jp/nagano/index.htm>
- (3) そのほか各連盟主催のコンクール等への参加を希望する「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、各連盟へ問合せを行い、必要な手続きを行ってください。

2-16 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、参加者や保護者、地域住民等の理解を得ながら、継続的な活動及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するものとします。「(仮称)

上田地域クラブ」としての活動は、営利を主目的としないものとします。

また、「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うものとします。

【スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm

2-17 保険の加入

「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、スタッフや参加者に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険はもとより、自転車を使用する場合は自転車保険に加入させるものとします。争訟対応に関しての保険加入については、各運営団体・実施主体の判断とします。

2-18 個人情報の取り扱い

「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するほか、活動によって知り得た個人情報を漏洩せず、適正に取り扱わなければなりません。参加者（未成年の場合は保護者を含む）に無断で、個人が特定できる活動写真をホームページやSNS等に掲載することなどが無いように、十分配慮しなければなりません。

2-19 登録の取り消し

「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体が本方針において定められた事項を遵守せず、運営主体の指導に従わない場合には、運営主体は運営団体・実施主体を公表し、登録を取り消すことができます。

3 運営主体・学校の役割

3-1 運営主体

- (1) 運営主体は、「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体を把握し、必要に応じてヒアリングを行うとともに、本方針の内容を遵守しているかどうか、適宜確認します。
- (2) 運営主体は、「(仮称)上田地域クラブ」の安全な活動の実施に向けて下記の取組を行います。
 - ①熱中症予防、頭部外傷やスポーツ外傷の予防、応急処置等について、研修を実施します。
 - ②上田市の関係部署と連携し、「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体へ、様々なスポーツ・医学に関する研修会を広く紹介します。
- (3) 運営主体は、「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体から、運営・活動に関する相談を受け、適宜、指導助言を行います。
- (4) 運営主体は、参加者が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、「(仮称)上田地域クラブ」の活動内容等をホームページ等に掲載するとともに、小中学校等と連携して案内します。

3-2 学校

- (1) 学校は、当該校の生徒の「(仮称)上田地域クラブ」への参加状況を把握するとともに、必要に応じて「(仮称)上田地域クラブ」の活動内容等について、生徒に案内するものとします。

- (2) 学校は、当該校の施設を使用する「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体から、必要に応じて活動実績の報告を受け、指導助言等を行うものとします。
- (3) 学校は、当該校の施設を使用する「(仮称)上田地域クラブ」の運営団体・実施主体から、運営・活動に関する相談を受け、適宜、指導助言を行うものとします。

4 その他

運営主体は、国において部活動の地域展開に関する新たな方針が示された場合など、必要に応じて本方針を改定するものとします。

「『（仮称）上田地域クラブ』基本方針」 の改定に関する参考資料

「第11回 長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡
協議会」（令和8年7月8日開催）資料から抜粋

1 地域クラブ活動の認定要件が必要な理由

中学校の教育活動の一環として教員免許の資格をもつ教員が指導者（顧問）の部活動とは異なり現状の地域クラブ活動は・・・

①指導者資格や安全基準が不明確

②活動内容や指導方法が不明確

③運営体制が不明確

④公的支援や諸団体と連携不足

認定要件を満たす地域クラブ活動を支援することで

① 安全性の確保と責任の明確化

指導者の資格や経験、活動場所の安全基準、緊急時の対応体制等を確保することで、地域クラブ活動の安確保とともに、事故発生時における責任の所在の明確化

② 質の高い活動の保障

活動目標や指導計画の策定、指導者研修の義務付けを認定要件に設けることで、効果的な環境整備につながり、教育的・育成的な側面も重視した活動に期待

③ 持続可能性の確保

適切な受益者負担、会計報告の義務付け、運営委員会の設置等を求めることで、活動の透明性を高め、持続可能な運営体制の構築に資することに期待

④ 公的支援や連携の促進

認定要件を満たすことで、地方自治体からの補助金や助成金、学校施設の使用許可など、公的な支援を受けやすくなるとともに、学校や他の地域団体との連携も円滑化

2 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動に関する実行会議」最終とりまとめ

国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要

➡ 公的負担を投入に値する地域クラブ活動認定要件（判断基準）が必要

国の「地域クラブ活動認定要件」を受け、本県に即した「認定地域クラブ活動の要件」を策定

※ 要件に即した地域クラブ活動を認定するのは市町村

3 認定地域クラブ活動の要件策定

R7. 8月 国から地域クラブ活動認定要件が示される

R7.12月 第9回県協議会にて「信州地域クラブ活動認定要件ガイドライン（素案）」を提案

R8. 2月 第10回県協議会にて「信州地域クラブ活動認定要件ガイドライン（案）」を提案

R8. 5月 各市町村への意見聴取及び検討

R8. 7月 教育委員会内で検討、第11回協議会にて（策定案）協議→8月策定へ

市町村が地域クラブを認定するにあたっての県独自の確認事項について

認定地域クラブとは

スポーツ庁・文化庁が示した「地域クラブ活動に関する認定制度」に即して、市町村が、**中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動**を「認定地域クラブ活動」といい、子供たちの地域での活動の受け皿となるクラブを認定することにより、**公的支援を受けることや、安心安全な活動機会の提供が可能**となる。

長野県では、国の認定制度を基本に**県の実情を踏まえた独自の確認事項**を示すことにより、県内各市町村における認定制度への取り組みを促進し、子供たちの実りある地域クラブ活動への展開を推進する。

国が示した地域クラブ活動に関する認定要件

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

市町村が地域クラブを認定するにあたっての県独自の確認事項について

国の認定要件

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

第10回協議会にて協議済

確認事項

- 国は単一の中学校区、複数の中学校区、当該市町村の一部を例示、
- 十分な参加人数を見込めない場合等には、当該市町村の全域、複数の市町村など、柔軟に対象区域を定めることも想定



(1) 本県の現状

本県は、市町村数（全国2位）及び過疎市町村数とも多く、生徒の多様なニーズに応じた活動を保障するため、既に広域連携による地域展開の取組が多い。

(2) 対象区域を狭域・広域に設定することのメリット・デメリット

狭域を対象地域とすることにより、地域クラブの活動を把握しやすい、学校との連携が図りやすい、などのメリットがあるものの、広域に比べると生徒のニーズに応じた多様な活動の保障が難しくなる。一方で、生徒の移動の負担や、競技性に偏重した活動が生まれやすいといった広域ならではのデメリットも予想される。

長野県における確認事項

- 以下の留意事項を加筆する
- 生徒の募集範囲（対象区域）は、原則として、県内各10圏域（佐久・上田・諏訪・上伊那・南信州・木曽・松本・北アルプス・長野・北信）の範囲内とすること。ただし、生徒の居住地等の個別の事情※により、これによらない場合は県との協議の上、市町村で認定する。

※ 例：隣接する圏域や他県から受け入れる場合、オンラインクラブ活動、特定の地域でのみ活動する場合が想定される。

市町村が地域クラブを認定するにあたっての県独自の確認事項について

国の認定要件

- ② 国が定めたガイドライン並びに「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」に沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

第9回・第10回協議会にて協議済

留意事項

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上 of 休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※1

※1) 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上 of 休養日~~を設ける~~。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上 of 休養日~~が設けられるのであれば~~、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応~~を行うことも可能~~。想定されるが、生徒の負担を鑑み、このような活動形態が常態化しないよう配慮すること。生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

(1) 本県の現状

休日の地域展開が進む中、休日~~は~~地域クラブ、平日は部活動として活動を行っている~~と推察され~~、今後、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態が予想される。

(2) 本県の指針

- 週末に大会、コンクール、各種発表会等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する。
- 大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないよう配慮する。

長野県における確認事項

認定要件・留意事項を修正・加筆（赤字部分）し、生徒の負担とならないよう配慮する。

8長中体第64号
令和8年（2026年）6月29日

長野県教育委員会事務局
保健厚生課長 様

長野県中学校体育連盟
会長 塩崎 正昭

令和9年度からの地域クラブ活動の中体連大会参加について（依頼）

日頃より本連盟の活動に多大なる御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年3月に、日本中体連が定める「参加資格の特例各競技細則等」において、認定地域クラブ活動の参加に係わる追記内容が発表されました。

これを受け、本連盟では、令和9年度より主催大会に認定地域クラブ活動が参加できるよう、現在以下のように準備を進めているところです。

つきましては、認定地域クラブ活動の申請に遺漏のないよう、市町村教育委員会への周知についてご配慮くださいますようお願いいたします。

1 令和9年度以降の中体連参加チームについて

令和9年度から中体連大会への参加形態は以下の3つになります。

- ① 中学校・学校部活動
- ② 認定地域クラブ活動（市町村で認定されたクラブ）
- ③ 地域クラブ（未認定のクラブ。従来の「参加資格の特例各競技細則」の出場条件をもとに個別に中体連への登録申請を行う）

2 参加形態「②認定地域クラブ活動」について

『認定地域クラブ活動』とは（文科省のガイドラインより）

- ・ 国が示す認定要件等に基づき、市町村等が認定を実施
- ・ 地域クラブ活動側からの申請を受け、市町村等において審査の上、認定されたクラブ活動



日本中体連の参加資格特例への追記内容（令和8年3月発表）

- （2）認定地域クラブ活動を実施している市区町村において、当該自治体に認定されていない地域クラブ活動の大会参加は認められない（ただし、認定制度開始日から2年間は猶予期間とする）
- （3）市区町村から正式に認定された「認定地域クラブ活動」については、「全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例各競技部細則」は適用されない（細則にとらわれない柔軟な参加が可能となる）

日本中体連が定める「参加資格の特例各競技細則等」（長野県中学校体育連盟ホームページに掲載あり）に上記内容（抜粋）が記載されている。

※①：どの競技であっても、当該自治体で認定制度が開始された時点で「2年間の猶予期間がスタートする。猶予期間が終了した自治体では、認定を受けていない地域クラブの中体連大会への参加は認められない。

※②：認定された認定地域クラブは、各競技部細則に示された条件や資格は適用されないため、条件に合っていない場合や資格を持っていなくても参加が可能となる。

長野県の認定地域クラブ制度運用について

- 令和8年度の大会においては、「認定地域クラブ活動」に関する規定は適用しない（従来通りの特例各競技細則に基づく運用）。
- 令和9年度の夏季大会から、「認定地域クラブ活動」としての扱いを開始する。

3 令和9年度の登録スケジュール

中体連大会への地域クラブ活動参加申請登録の流れ

【認定地域クラブ活動】

- 2月、4月末、8月末に市町村から県中体連事務局へ一覧を提出していただく予定。

※ 申請に係わる通知や提出書類（様式等）は、11月を目途に発出いたします。

【地域クラブ】

- 夏季大会：前年12月～2月にクラブ申請を受け付け（4月に名簿提出）、5月の理事会等で最終審査を行う。
- 新人戦・駅伝・冬季大会：6月～7月末にクラブ申請を受け付け。8月の理事会で確認する。

		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
大会		新人 駅伝 大会		冬季 大会						夏季大会		新人大会	
市町村の認定クラブ					提出		提出				提出		
		※市町村の認定方法や認定期間は市町村ごと異なる。											
地域クラブ 登録申請	夏季大会		申請期間			名簿の変更期間			名簿の変更期間 ※夏季大会に出場しているクラブは、新人大会に出場可				
	新人大会								申請期間		名簿の変更期間		
	駅伝大会								申請期間			名簿の変更期間	
	冬季大会											名簿の変更期間	



<連絡先>

長野県中学校体育連盟

事務局 小林慎弥 小山大貴

〒380-0803 長野市三輪 1252 柳町中学校内

Phone/Fax 026-234-4485